

法務局地図作成事業についてのお知らせ

岐阜地方法務局では、下図の  で囲んだ区域において、不動産登記法第14条第1項に定める正確な地図を、新たに作成することとなりました。

つきましては、地図作成事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

作業期間

令和8年7月～令和10年3月頃

作業実施地区

不破郡垂井町綾戸地区の一部

事業主体等

事業主体（発注者）

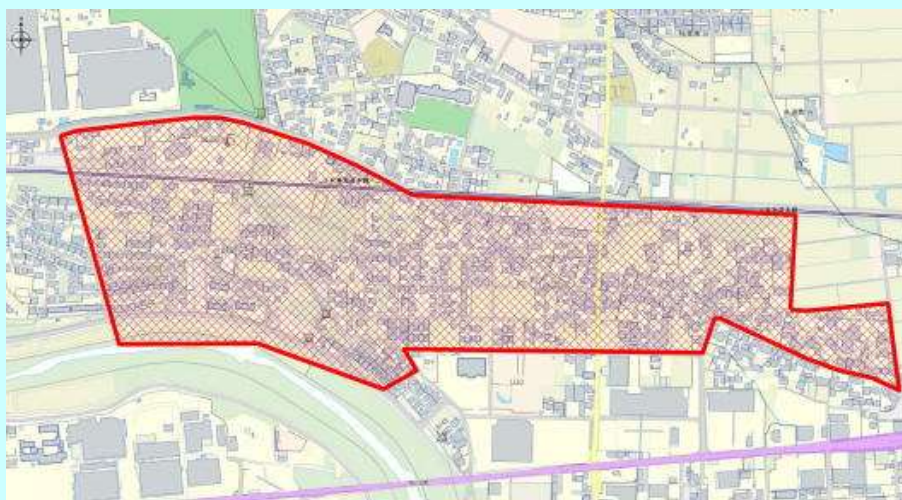
岐阜地方法務局

作業実施者（受注者）

公益社団法人

岐阜県公共嘱託登記

土地家屋調査士協会



正確な地図を作成する理由

現在、法務局に備え付けられている地図（公図）は、明治時代の中頃に作成されたものが多く、地図と現地で、土地の形状が一致しなかったり、土地の筆界（境界）や面積が、不正確なものが少なからずあることから、不動産取引や登記申請を行う際に支障が生じることがあります。また、公共事業の円滑な実施や大規模災害が発生した場合の迅速な復興を阻害する要因にもなります。

そこで、法務局では、このような問題を解決するため、一筆ごとの土地の筆界（境界）を調査・確認した上で、精度の高い測量成果に基づき、現地を復元できる正確な地図を、計画的に作成しています。

地図作成事業の経費

地図の作成は、国の予算により実施されるため、所有者の皆様の金銭的なご負担はありません。ただし、現地における立会い等にお越しいただくための交通費等のご負担いただく必要があります。

また、確認いただいた筆界（境界）に既存の境界標がない場合は、金属標等を設置しますが、金属標以外のコンクリート杭等の埋設を希望される場合には、設置費用をご負担いただく必要があります。

地図作成のメリット

正確な地図を作成することで、次のようなメリットが期待できます。

- 1 土地の筆界（境界）が確定するため、筆界（境界）に関する紛争を未然に防止することができ、子や孫の世代にも、安心して引き継ぐことができます。また、安全な土地取引を行うことができます。
- 2 土地の筆界（境界）は、測量に基づく座標値によって管理されるため、仮に境界標が失われても、筆界（境界）を復元することができます。このため、大規模な災害が発生した場合においても、迅速に復旧・復興作業を開始することができます。
- 3 国が費用を負担して、正確な地図を作成するとともに、職権で、地目や面積の変更・更正登記を行います。また、全ての土地について、地積測量図を作成、備え付けます。

土地所有者の皆様へ

- 1 既存の境界標や基準点標識等は、測量の基礎となるものですので、絶対に撤去や移動をさせないでください。
- 2 土地の筆界（境界）については、可能な限り、境界立会いまでに位置を確かめておいてください。
- 3 境界の確認や測量などのため、皆様の所有地に立ち入らせていただく場合がありますので、ご了承ください。

お問合せ・連絡先

〒505-0041 美濃加茂市太田町2580番地10 則竹アパートⅡ 103号
岐阜地方法務局地図作成事業美濃加茂市太田地区現地事務所 担当：河村
電話番号 0574-66-1466
業務時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く。）
現場作業で不在の場合がありますので、事前に御連絡頂ければ確実です。

※令和9年4月頃に不破郡垂井町綾戸地区近隣に現地事務所を開設予定です。

地図が完成するまでの流れ

1 準備作業：令和8年7月～令和9年3月頃

- ・作業実施地区内の土地を所有されている皆様に説明資料を送付します。
- ・筆界に係る関係資料を収集・精査します。
- ・関係官公署との打合せ及び現地調査を行います。

2 基準点設置及び点検作業：令和8年7月～12月頃

地図を作成するための基礎となる作業です。作業実施地区内及びその周辺に設置されている国家基準点等の点検を行い、新たに基準点の設置を行います。

3 現況測量作業：令和9年2月頃～5月頃

現地における現在の状況を把握するため、測量を行います。原則として、所有者の皆様の立会いは不要です。ただし、敷地内に立ち入らせていただく必要がある場合には、ご協力願います。

4 一筆地調査作業：令和9年5月～8月頃

各土地の筆界（境界）を確認するため、**現地において、土地の所有者やその代理人の皆様に立会いを行っていただきます。**筆界（境界）を確認いただいた後、確認の署名等をしていただきます。

立会いの日時は、法務局で指定の上、立会日の2週間前までに、土地の所有者の皆様へ郵送で連絡いたします。ご都合が合わない場合は、個別に調整させていただきます。



立会作業

5 一筆地測量作業：令和9年7月～8月頃

筆界（境界）の確認が完了した土地について、確認結果に基づき、**測量を行います。**原則として、所有者の方の立会いは不要です。ただし、敷地内に立ち入らせていただく必要がある場合には、ご協力をお願いします。



測量風景

6 図面作成作業：令和9年9月～10月頃

一筆地測量作業における測量結果に基づき、一筆の土地ごとの面積を算出するとともに、土地の位置や形状を明確にした**地図を作成**します。

7 図面等の送付・縦覧（閲覧）：令和9年12月頃

調査・測量の結果に基づいて作成した図面等を、土地所有者の皆様へ郵送します。

また、会場を設置し、作成した地図を確認していただくための機会を設けます。



成果の縦覧

8 登記処理：令和10年3月頃

新たに作成した地図及び地積測量図を法務局に備え付けます。

また、面積や地目に関して、変更・修正がある土地については、本作業の結果に基づき、職権で登記を行います。分筆や合筆をすることとなった土地についても、併せて職権で登記を行います。

登記処理の完了をもって、全ての作業が完了します。